

職員の懲戒処分について

東京二十三区清掃一部事務組合管理者は、下記のとおり、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 被処分者

職層	所属部	年齢及び性別	処分内容
主事	施設管理部	61歳・男	停職3月

2 事件概要

被処分者である主事は、令和7年6月に職場の女子トイレに侵入し、建造物侵入罪の罪で略式起訴され、罰金10万円の刑に処された。また、職場内の女性職員に対し、複数回にわたりセクシュアル・ハラスメント行為を行った。

3 処分年月日

令和8年6月29日

【担当】総務部職員課

電話 6238-0650